



ブロック塀等撤去費の一部を補助
危険なブロック塀等の
撤去費の一部を補助

園 建設事業課 管理鈺書係 ☎05・3330

桂川町では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や、避難路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去を行う場合に、撤去費の一部を補助する制度を実施します。

【対象者】町税などを滞納していないブロック塀等の所有者

【対象となるブロック塀等】

- ① 町内の道路に面した道路からの高さが1m以上のブロック塀等
- ② 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀及び門柱であること
- ③ ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブロック塀等の診断カルテの点数が40点未満のもの

【補助金額】

撤去費用の3分の2（上限16万円）

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

【注意事項】

- ◇ 補助を受けるためには、町との事前協議が必要です。
- ◇ 補助金を申請する場合は、工事の契約や着工前に申請してください。



桂川町結婚新生活支援事業
結婚新生活を始めるための
費用を助成します

園 企画財政課 企画広報係 ☎05・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃引越し費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。（夫婦ともに29歳以下は最大60万円）

【対象】

- 令和3年3月6日〜令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されること。
- ※ 令和4年3月以降は次年度事業対象予定。
- 夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。
- 申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。
- 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和3年6月11日〜令和4年3月4日

【助成額】1世帯当たり上限30万円（ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円）

※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。



移住定住支援の取り組み紹介
桂川町移住定住奨励金等交付
事業の申請はお済みですか？

園 企画財政課 企画広報係 ☎05・1085

桂川町では、今年度から本町への移住定住促進に向けた取り組みの一つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を開始しました。

これは、令和2年1月2日〜令和3年1月1日の間に、町内に新築住宅または中古住宅を購入取得し、本町での定住意思を持ち、行政区に加入し、積極的にまちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

先の期間に住宅を取得し、対象となる世帯には、申請書類等を郵送しておりますが、申請（※期限あり）がまだの世帯は、今一度内容の確認、申請のご検討をよろしくお願いいたします。

また、申請書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【申請期限】令和3年11月30日（火）必着

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和2年1月2日〜令和3年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと